

名寄警察署からのお知らせ（7月）

1 令和4年度（第2回）北海道警察官採用試験に向けた採用募集活動の推進 北海道警察官募集中「やりがいも魅力もでっかいぞう」

(1) 試験概要

○採用予定人数

200名程度	男性A区分	35名程度、男性B区分	115名程度
	女性A区分	15名程度、女性B区分	35名程度

○受験資格

【学歴】

A区分～学校教育法による大学（短期大学を除く。）等を卒業した者
（令和5年3月末日までに卒業見込みの者を含む。）

※高度専門士の称号を取得又は令和5年3月末日までに取得見込みの者を含む

B区分～A区分以外の者（学校教育法による高等学校在学中の者を除く。）

【年齢】

平成2年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
（令和5年4月1日現在で18歳以上33歳未満）

(2) アピールポイント

ア 「あなたの個性や特技を生かせるフィールドがあります」

警察官の仕事は交番勤務や犯罪捜査、防犯活動、交通指導取締、災害救助等多岐に渡ります。きっとあなたの興味のある仕事や、個性・特技を生かせるフィールドがあります。

イ 「仕事も私生活も充実させたい、その思いをかなえます」

北海道警察は仕事のやりがいはもちろん、私生活の充実も大切にする組織です。休暇や給料、育児や介護との両立等、私生活も充実させたい方にとって魅力あふれる組織です。

ウ 「受験しない理由が見つからない」

悪は許せない、やりがいを持って仕事がしたい、大好きな北海道で働きたい、働きながら自分の成長を感じたい、そんな熱い思いを持っているあなた。北海道警察を受験しない理由はありません。

エ 「まずは北海道警察について知ろう」

北海道警察では、WEBや対面型など、各種説明会を開催しています。

まずは説明会に参加して、リアルな道警を知ることから始めましょう。

説明会の案内は、北海道警察ホームページや採用センターのSNSを御覧ください。

2 夏休みにおける少年の非行・犯罪被害防止と有害環境の浄化

考えて 大切な 自分の未来

(1) 少年向け

○万引きは犯罪！

- ・万引きをするほか、万引きの見張りや命令も犯罪になります。
- ・盗んだ物を買うことや、もらうことも犯罪になります。

- お酒やたばこは20歳になってから
 - ・20歳未満の飲酒や喫煙は、心身への悪影響が大きいので禁止されています。
 - ・お酒やたばこは非行の入り口とも言われています。
 - ・お酒やたばこを勧められてもきっぱりと断りましょう。
- 大麻は脳に影響を与える違法な薬物です！
 - ・「身体に害がない」など間違った情報に流されず、正しい知識を持ちましょう。
 - ・大麻の使用を誘われたら、最初にきっぱり断ることが大切です。
 - ・断りづらいときは、その場から離れましょう。
- 特殊詐欺に加担しない！軽はずみな行動が重大な犯罪に！
 - ・「受け子」「出し子」は犯罪です。
 - ・SNSで募集されている高額アルバイトは危険です。
 - ・現金や書類を受け取ったり、ATMから現金を引き出したりするバイトは、特殊詐欺の可能性があります。
- インターネットの世界は危険がいっぱい！
 - ・SNSの利用をきっかけとした犯罪被害が増えています。
 - ・インターネットは、相手の名前や顔が分からない分、恐ろしい罠が潜んでいます。
 - ・インターネットで知り合った人が、「会いたい」「写真を送ってほしい」と言ってきた時は、すぐに家族に相談しましょう。
 - ・自分自身を守るための3つの約束
 - 1 出会いを求める内容を書き込まない！
 - 2 個人情報や写真は掲載しない！
 - 3 ネットで知り合った人とは会わない！

(2) 保護者向け

- 非行防止は家庭から！
 - ・家庭は最も身近な社会です。
社会のルールやマナーを守らせ、善悪のけじめをつけさせましょう。
 - ・インターネットの利用に起因して、犯罪被害に遭う事例が後を絶ちません。
家庭のルールや情報モラルについて家族で話し合しましょう。
 - ・大麻の乱用で検挙される少年が増えています。
大麻に「害はない」「依存性はない」という情報は間違いです。
 - ・大麻は違法で有害な薬物であることを教えてあげましょう。
 - ・特殊詐欺で検挙される少年が増えています。
急に金遣いが荒くなった、最近付き合う友人が変わったなど子供の様子がおかしいと感じたら警察に相談してください。
- こんな兆候は要注意です。悩んだら警察に相談を！
 - ・行き先を言わず外出したり、帰宅時間が不規則になり、夜遊びや外泊が多くなった。
 - ・親に隠れて長時間携帯電話を利用したり、知らない人からメールが届くようになった。
- フィルタリングで有害サイトをブロック！
 - ・フィルタリングは、年齢に応じ、サイトやアプリの許可・制限などができま

す。

- ・子供が使用するスマートフォンを購入する際は、販売店でフィルタリングを設定してもらいましょう。

○「家庭のルール」を作りましょう。

家族みんなで話し合い、ネット使用のルールについて話し合うことが大切です。

3 夏山遭難の防止

「体力や 技術の過信 事故のもと」

□ 無理のない計画を立て登山計画書を提出しましょう。

登山技術、体力、経験に応じた山を選ぶなど無理のない計画を立て、登山計画書を作成して、家族や職場等に渡すほか、最寄りの警察署又は交番・駐在所に提出しましょう。

□ 複数人による登山を心掛けましょう。

事故の遭遇時に対応できるよう、経験豊富なリーダー等と一緒に登山しましょう。

□ 万全の装備と余裕ある食料等を準備しましょう。

登山時の装備不備や食料不足が最悪の事態を招くおそれがあります。

急激な天候の変化にも耐えることができる十分な装備と、停滞時に備えた食料や燃料等を準備しましょう。

□ 携帯電話を持ちましょう。

万一の遭難に備え、携帯電話を必ず持ちましょう。

□ 気象情報の確認をしましょう。

入山前には必ず天気予報を確認し、天候の悪化が予想される場合は、登山を中止しましょう。

また、途中で天候が悪化した場合は、すぐに引き返すなど安全な登山に努めましょう。

4 水難の防止

夏の海 少しの油断が 事故のもと

□ 指定された遊泳区域内で、泳ぎましょう。

遊泳禁止区域では、急な深みなどがあり多くの危険が潜んでいます。

潮が沖に流れていく離岸流もあるので注意しましょう。

□ 子供から目を離さないようにしましょう。

波の力で倒れたり、沖に流される危険があります。

保護者の方は、水辺で遊ぶ子供から目を離さず、近くにいるようにしましょう。

□ 体調不良時や飲酒後は泳がないようにしましょう。

体調不良時やお酒を飲んだ後は、呼吸が乱れやすく溺れる危険があるので泳がないようにしましょう。

□ 釣りをする時は、必ず救命胴衣を着用しましょう。

高波時の防波堤や滑りやすい岩場、流れが速い岸边などには近づかず、安全な場所で行いましょう。

□ 水上オートバイは遊泳区域に入らないようにしましょう。

危険な運転はせず、必ず救命胴衣を装着して安全航行に努めましょう。

5 薬物乱用防止

薬物、ダメ。ゼッタイ。

覚醒剤や大麻などの薬物を乱用すると、身体や精神がボロボロになり、記憶障害や人格変化により、以前と同様の生活を続けることができなくなるばかりか、場合によっては死に至ることもあります。

また、薬物乱用は周囲の大切な人を巻き込むこととなるだけでなく、幻覚や妄想による殺人、薬物の購入代金欲しさによる強盗や窃盗、重大な交通事故など取り返しの付かない事件につながるおそれがあり、社会全体に被害を与えます。

北海道警察では関係機関とも連携しつつ、薬物乱用者の取締りを行うとともに薬物密輸の阻止や密売組織の壊滅を推進し、全力を挙げて違法薬物の絶無を図っています。

昨今、SNSなどにおいて、依存性や危険性はないというような誤った情報が見受けられますが、大麻を含め、一度でも違法薬物に手を出してしまうと、その強い依存性によって、自分の意思では止めることができなくなります。

もし違法薬物を勧められたり、誘われるようなことがあれば、キッパリと断り、その場を離れることが大切です。

薬物に関してのご相談は、最寄りの警察署までお寄せください。

6 夏の交通安全運動の実施

確認の 甘さが辛い 事故を呼ぶ

夏の交通安全運動は7月13日（水）から22日（金）の10日間実施され、運動重点は、

- (1) 飲酒運転の根絶
- (2) バイク・自転車の交通事故防止
- (3) スピードダウンと全席シートベルト着用
- (4) 子供と高齢者の交通事故防止

◎ 夏季における交通事故防止のポイント

○ ドライバーの皆さん

この時期は、暑さや長距離運転等による疲労から注意力が散漫となりがちです。

- (1) 交通ルールを守り、スピードの出し過ぎ、無理な追越し等は絶対にやめましょう。
- (2) 車に乗ったら、全ての座席でシートベルトを正しく締めましょう。
- (3) 眠気を感じたら直ちに休憩を取りましょう。また、長時間運転をする際は、おおむね2時間おきに休憩しましょう。

○ 自転車利用者の皆さん

自転車も車の仲間であり、交通ルールをしっかりと守りましょう。自転車に乗る際には、安全のためヘルメットを着用しましょう。

○ 歩行者の皆さん

無理な横断は危険です。横断歩道を利用するなど歩行者も交通ルール・マナーを守りましょう。

7 飲酒運転の根絶

乗るのなら しっかりお酒と ディスタンス

◎ 飲酒運転は重大な犯罪！

飲酒は車の運転に必要な運動機能や判断能力の低下につながるなど交通事故を発生させるリスクが高くなります。「少しの距離だから」「事故を起こさなければ」という身勝手な考えが悲惨な事故を引き起こすこととなります。

飲酒運転による代償は大きく、被害者や自分自身及びその家族にも精神的・経済的苦痛を伴うものになります。

飲酒運転をなくすためにも、運転する者が飲酒運転は絶対にしないという自覚を持つことはもちろん、道民一人一人が飲酒事故に関心を持ち、飲酒運転を許さない環境を作ることが重要です。

◎ 飲酒運転根絶の日

「7月13日」は、平成26年に小樽市銭函において飲酒運転車両により4人が死傷した交通事故が発生した日であり、北海道飲酒運転根絶条例により「飲酒運転根絶の日」と定められています。

本年2月には、札幌市北区で、飲酒運転の車両に追突されて新聞配達員が亡くなる交通死亡事故が発生しています。

皆さん一人一人が「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」という強い気持ちで、北海道から飲酒運転を根絶しましょう。

◎ 飲酒運転を助長する犯罪の防止！

飲酒運転と同様に

○車両提供罪（飲酒運転するおそれのある人に車両を提供すること）

○酒類提供罪（飲酒運転するおそれのある人に酒類を提供すること）

○同乗罪（飲酒運転する車両に同乗すること）

をした場合も罰せられ、運転免許を持っていた場合、行政処分を受けることがあります。